

絶対主義末期の干渉主義批判の一類型

——市民的自由と國家干渉（二）——

木村周市朗

一 J・S・ミルとW・フォン・フンボルト

ジョン・ステュアート・ミル (John Stuart Mill, 1806-1873) が、一八五九年刊行の『自由論』で主張しようとした「真理」とは、「性格のタイプにいろいろの種類があつて、しかも人間の性格が無数の相矛盾する方向にむかつてそれぞれ完全に自由に伸びてゆけるようにしてやること、個人にとつても社会にとつても重要なのだ」という「事」⁽¹⁾ (ミル『自叙伝』) だった。そのさい、第三章「幸福の諸要素の一つとしての個性について」のなかで、ミルは、一七九二年に書かれたヴィルヘルム・フォン・フンボルト (Friedrich Wilhelm Christian Karl Ferdinand von Humboldt, 1767-1835) の一論説から、人間の「能力と発展との個性」の意義、および「自由と状況の多様性と」の必要性を論じた部分を引用し、⁽²⁾ 『自由論』の扉にも、フンボルトの同じ論説中の同趣旨の一節をモットーとして掲げている。そのフンボルトの有名な論説「國家活動の限界を決定するための試論」⁽³⁾ は、結婚後間もない著者が二五歳になるかならないかの頃の作品だったが、その一部は、一七八九年末に知り合ったシ

絶対主義末期の干渉主義批判の一類型

絶対主義末期の干渉主義批判の一類型

ラー (Johann Christoph Friedrich von Schiller, 1759-1805) の斡旋で、シラー自身が編集する文芸誌『新タリ
ーア』一七九二年号や、ビースター (Johann Erich Biester, 1749-1816) 編集の『ベルリン月報』の同年一〇
一、一二月号に掲載されたものの⁽⁴⁾、全体としての出版は、検閲と経営悪化とを恐れた二つの出版社 (Vieweg
と Göschen) に拒否され、シラーが第三の出版社をみつけた時には、バーク (Edmund Burke, 1729-1797) の
『フランス革命についての省察』(一七九〇年) のドイツ語版に刺激されて内容拡充の必要を感じた⁽⁵⁾フンボルトの
ほうが、出版延期を申し出てしまった。その後はついに著者に加筆意欲がもどらぬまま、元の草稿が放置され、
まとまった形での出版は、結局、著者没後一六年をへた一八五一年にずれこみ、その英訳本は一八五四年 (ミル
が『自由論』の最初の草稿を書いた年) に出た。⁽⁶⁾

『自由論』は、周知のように、イギリス産業資本主義確立後の経済的自由主義の隆盛期に、国家ではなく社会
や「世論」の、そしてもとよりすでに自然法ではなく功利主義 (しかもその変容段階のそれ) のタームで展開さ
れたのに対して、フンボルトの右の論説は、フランス革命を契機に反動化を強める絶対主義末期のプロイセン
で、ポリツァイ国家の後見的干渉への批判を、国家目的論 (それ自体は、後述のように近世以降のドイツ自然法
思想史を貫く基本観点の一つだった) の次元で試みたものであったから、二つの著作のあいだには、明らかに世
界史と思想史との諸画期の上で、また、二つの国の資本主義発展の性格の相違の点で、越えがたい落差が存在す
る。人間の個性と道徳的性格の自由な展開との強調において、両者は共通の地盤に立っているようにみえても、
それがミルのばあいには、いわば成熟したブルジョアの良心による、現代にも連接しうる没個性化という問題提
起——かれが求めつづけた自由が、すべての人々を日ごとに同化させてゆくことによって、「全体的凡庸さ

collective mediocrity」という新しい専制を生み出している、という危機意識の表明——であったとすれば、⁽⁷⁾若きフンボルトのばあいには、市民革命さえ未達成の段階のなかで、市民の自由が、温情主義的啓蒙絶対主義への反抗として主張される。フンボルトの立脚点は、ギリシア古典への傾倒、道徳的で自由な人格の形成——Bildung——の重視、そしてその裏返し⁽⁸⁾の表現としての一般的な政治的無関心において、しばしば「新ヒューマニズム」の一典型とされるが、かれが一七八九年にバリの国民議會で直接傍聴したフランス人権宣言および一七九一年憲法のなかに、理性万能主義の限界を認めて、人間個性の発露としての感情や「エネルギー」を理性の対重においてたがが示すように(この点は後述)、この「新ヒューマニズム」にはフランス風の合理主義的啓蒙の世紀への反逆が脈打っており、そのかぎりでは、「新ヒューマニズム」は、十八世紀六〇年代以降の、啓蒙主義への抗議運動としての「シュトゥルム・ウント・ドラング」の、後継者たる意味をもっていた。

啓蒙思想は、「近代市民社会の誕生期において、その社会とこの社会を構成する近代的人間とを積極的に描き出した思想」⁽⁹⁾と理解されうるが、この総括は、もちろん啓蒙思想全体のスペクトラム上の著しい多様性を排除しないだけでなく、十八世紀に啓蒙思想が支配的思想として他を圧倒していたわけではないこと、また、啓蒙思想が必ずしも市民階級の自立を即自的に前提条件とするものではなく、むしろ絶対君主や封建貴族に寄生して展開されるばあいが大いにありえたことをも、含意しうる。だが、いっそう注意されてよいことは、ドイツでは、周知のように啓蒙思想が宮廷的な文化洗練の具にされたことによって、フランスで現実的なブルジョア的変革の酵母となりえたルソー(Jean-Jacques Rousseau, 1712-1778)の、啓蒙思想における直接民主主義的最終局面が、宮廷的矮小化をこうむった啓蒙のドイツ的表象に対する反抗運動としての「シュトゥルム・ウント・ドラング」

絶対主義末期の干渉主義批判の一類型

に火をつけたことである。⁽⁹⁾つまりこの国では、啓蒙思想は全体としては市民階層によって下から担われるのではなくて、絶対君主による上からの近代化のための統治理念として利用され、しかもそれが、たんなる理念にとどまらずに、ドイツ自然法思想にささえられながら、啓蒙絶対主義の統治の実際をも深く規定したと考えられる理由があるから、⁽¹¹⁾ルソーは近代的個人の自由の叫びとして、逆に反啓蒙の運動の喚起者として機能し、しかもそういう市民社会の未成立のゆえに、この運動自体は社会的媒介をへることなしに、少数の知識人のあいだで直接個人的・主観的・没政治的に内面化されざるをえない。

啓蒙思想を貫く理性の支配は、カント (Immanuel Kant, 1724-1804) においても基本的には純粹理念の地平にとどまり、ドイツでは近代的自我が社会化されないまま、早くも理性の支配が理性の専制として攻撃され、理性に代えて感情が高唱されて、英雄的個人の内面における道徳的人格の調和的形成の至上性認識が、文学的ヒューマニズムの形をとってあらわれるであろう。⁽¹²⁾フランス革命に対する若きフンボルトの冷めた態度、あるいは、「ジンリヒカイトはすべての生きたエネルギーの源であり、理性がそのエネルギーに方向を与える」というかれ⁽¹³⁾の考え方は、ベルリンにおける知的エリートサロンや、ハノーファー国王を兼ねたイギリスのジョージ二世 (George II, 在位 1727-1760) によってその半世紀前に新設されたゲッティンゲン大学で、古典の素養を深めつつ国籍や人種・性別をこえた自由な人格の精神的交流を体験していたフンボルトが、すでに理性的合理主義から一定の距離をおき、世界市民主義的立場から、内面的な非合理的独自性を「ジンリヒカイト」のタームで把握しようとしていたことを、反映している。したがって、ミルが『自由論』で注目し高評価したフンボルトの論点、すなわち、人間の目的は「自己の諸力を最高度にまた最も調和的に発展させて、完全で矛盾のない一つの全体に

すること」であり、「個性の活力とさまざまな相違と」が「獨創力」に結実するのだという論点⁽¹⁵⁾は、その実、ほとんど踵を接してロマン主義や歴史主義が登場する——そしてそれらはナポレオン支配によって祖国や民族という个性的実体を獲得する——ことを予想させるている、市民社会の形成がおくれた後進国における少数の知的エリートが抱懐した近代的自我のきわめてドイツ的な表現にほかならなかつたと、いちおう推定しうるであろう。⁽¹⁶⁾

だが、ミルとのあいだのこういう根本的な差異の存在にもかかわらず、フンボルトのこの國家活動限定論說にふくまれる一定の近代性が、人間個性の重視という特定の、しかし一種普遍的な局面から、ミルによって洞察・摘出されたことは、後進国における、絶対君主政下でのブルジョアの發展という、一見逆説的な表現の現実妥当性を、ドイツについて示唆している。フンボルトは右の論說で、次のように述べている。すなわち、「國家という結合体はたんに一つの二義的な手段であるにすぎず、眞の目的は人間なのであって、人間が「國家という」手段の犠牲にされてはならない。⁽¹⁷⁾」國家のなかの人間にとって最も好都合な状態」とは、「最も多様な個性、最も獨創的な自主性が、多数の人々の同じく最も多様で親密な結合体と相並んで、うちたてられること」にあり、これは「最高度の自由だけが解決しうる問題⁽¹⁸⁾」である。「所有權の思想も、自由の思想と結びついてのみ成長しうるのであって、まさにたいいてい精力的な活動は、所有權の感情のおかげなのである。⁽¹⁹⁾」人間の最善の作用行為は、自然の作用行為を最も忠実に見習う行為である。⁽²⁰⁾ただし「安全」だけは、「個々の人間が自己の諸力のみでは達成しえない唯一のもの」だから、「外国の敵と、国内の争いと、双方に対して安全を維持することが、國家の目的をなす⁽²¹⁾」とフンボルトは考えた。後進ドイツ、わけても土地貴族支配の拠点プロイセンにおいても、こういう主張があらわれうる程度には、たとえ上からではあれ、ともかくも一定のブルジョア化と資本主義發展の助走

絶対主義末期の干渉主義批判の一類型

過程とが、進展していたのである。ただ、フンボルトのこの論説は、国家活動の是認されるべき範囲の問題という政治的テーマを扱いながら、その魂においては、一貫して人間の内面的人格形成という非政治的「シンリヒカイト」の発露にほかならなかったから、たとえこの魂自体は時代の産物であったとしても、肝心の国家活動限定論のほうは、必然的に一種ユートピア的な性格を付与されざるをえないであろう。

したがって、この論説が目の目をみるのは十九世紀も半ばになってからであったことは、すでに述べたような著者自身の私的な事情とともに、むしろ基本的には、そのあいだにおそまきながら市民社会の一定の形成と自律化、および世論の形成と定着がすみ、三月革命前夜に、後見的・官僚主義的国家干渉の擬似近代的な蔓延が「ポリツァイ国家」という呼称で教養市民層から非難されるようになったことと、関係している。そして現実には、この論説が書かれた一七九二年には、現行法と既得権とを極力尊重し、絶対君主政下の伝来の身分制的社会秩序の基本構造を官僚的啓蒙思想で法的に脚色・追認したプロイセン一般ラント法が、それでも反動勢力の圧力で施行延期され、これは後向きな修正をほどこされたのち、その二年後によく発効した。⁽²³⁾絶対主義下の局限されたブルジョア化は、一方で、いわば——本来の広範な市民階層ではないという意味で——擬制的なその主体たる少数エリートを「人間性」の内面に向かわせ、他方では土地貴族の経済的基盤自体の資本主義化を徐々に促進する。そしてそのヒューマニストたちが現実政治の重要局面にかかわろうとするときには、のちにカールスバートの決議（一八一九年）に反対したフンボルトが、老首相ハルデンベルク（Karl August von Hardenberg, 1750-1822）との確執に敗れて憲法問題担当大臣の職を解任された事件が示すように、絶対主義末期に強化される反動化は、たとえ経済的ブルジョア化は許容しても、政治的自由主義は抑圧し、これを挫折させるであろう。

- (1) J. S. Mill, *Autobiography*, in: *Collected Works of John Stuart Mill*, vol. I: *Autobiography and Literary Essays*, ed. by J. M. Robson and J. Stillingier, Toronto, 1981, p. 259. 朱中田夏雄訳『ミル自伝』、岩波書店、一九六〇年、二二〇ページ。なお、以下本稿での訳語は、必ずしも邦訳書でしたがってらなう。
- (2) J. S. Mill, *On Liberty*, in: *Collected Works of John Stuart Mill*, vol. XVIII: *Essays on Politics and Society*, ed. by J. M. Robson and A. Brady, Toronto, 1977, p. 261. 梶尾公明・木村健康訳『自由論』、岩波書店、一九七一年、一六〇―一七二ページ。なお、あわやび後注(15)を参照。
- (3) W. v. Humboldt, *Ideen zu einem Versuch, die Grenzen der Wirksamkeit des Staats zu bestimmen*, in: *Wilhelm von Humboldts Gesammelte Schriften*, hrsg. von der Königlich Preussischen Akademie der Wissenschaften, Bd. I (Erste Abteilung: Werke I, hrsg. von A. Leitzmann), Berlin 1903, S. 97-254 [Abk.: *Grenzen*].
- (4) 前注(3)の編者の脚注によれば、フンボルトのこの論説全十六章のうち、第二章および第三章前半部が『新タリープ』に、第五、八、六章が順次『ムルリン月報』に、それぞれ掲載された。
- (5) 当初、親友の一人ゲンツ(Friedrich von Gentz, 1764-1832)によるリンクの『省察』のドイツ語への翻訳作業で批判的だったフンボルトは、その後ゲンツ版に接するやいなや、政治的立場をこえてその「政治学と雄弁術との一傑作」(一七九三年一月二七〇日付)の著者一人の親友ブリンクマン(Karl Gustav von Brinckmann, 1764-1847)宛の手紙に衝撃をうけ、自分の論説の未熟さを感じたと、推定される。この点、次を参照。P. R. Sweet, *Wilhelm von Humboldt: A Biography*, 2 vols., vol. 1: 1767-1808, Columbia, 1978, pp. 102-103; F. Schaffstein, *Wilhelm von Humboldt: Ein Lebensbild*, Frankfurt a. M. 1952, S. 84-85. フンボルトの三歳年長伯、ターニヒエス、ムルク大学でカントに傾倒した体験をもつゲンツは、フンボルトと親交を深めるにいたったこの当時には、すでに

絶対主義末期の干渉主義批判の二類型

絶対主義末期の干渉主義批判の一類型

にプロイセンの官職に就いて数年をへていた。ゲントは当初から、フランス革命に心酔してこれにかんする最新情報収集に努めたが(この点 P. R. Sweet, p. 92. を参照)、バークの『省察』との遭遇と、その即座の翻訳とをううじて、革命への幻滅感をロマン主義的復古主義というドイツ型保守主義に結晶させる道を歩みはじめる。それは決してゲントだけの問題ではなかった。ノヴァーリス(Novalis, 本名は Friedrich von Hardenberg, 1772-1801) やアーダム・ミュラー (Adam Heinrich Müller, 1779-1829) がバークの反革命思想に感動したことが示すように、バークの保守主義はドイツでは、民族の個性と伝統に対する憧憬とどう形づいてロマン主義の共有財の一つとなつてしまふ。ゲントがその後一八〇二年にシューンに移つてメッテルニコ(Klemens Wenzel Lothar Nepomuk von Metternich-Winneburg, 1773-1859)と三十年に及ぶ親交を結び、フランス革命以降のヨーロッパの激動期に第一級の政論家としての地位を築くにいたるのも、バークとの出会いがそもそものきっかけなのである。これらの点について多くの示唆を与える著作として、ここでは次の一点をあげておきたい。十河佑貞『フランス革命思想の研究——バーク、ゲント、ゲルレスをめぐる——』、東海大学出版会、一九七六年。

(6) 前注(5)にあげた外国文献のほか、前注(3)の巻末に付した編者の解説(S. 432f.)も参照。

(7) この点『自由論』の二つに第三章を、また『あわせつたふたえ』を次を参照。B. Willey, *Nineteenth Century Studies*: Coleridge to Matthew Arnold, London, 1949, 2. impression 1950, pp. 163-170. 松本啓記『十九世紀イギリス思想』、みすず書房、一九八五年、一七五—一八二ページ。杉原四郎『J・S・ミルと現代』、岩波書店、一九八〇年、とくに七六—七八ページ。

(8) ドイツ「新ロマンイズム」を展望した一例として、次を参照。F. Schnabel, *Deutsche Geschichte im neunzehnten Jahrhundert*, Bd. 1: Die Grundlagen, Freiburg i. B. 1929, S. 204-234.

(9) 木崎喜代治「啓蒙思想」、田村秀夫・田中浩編『社会思想事典』、中央大学出版部、一九八二年、所収、六四ページ。

- (10) この点の簡潔な指摘として、手塚富雄『ドイツ文学案内』、岩波書店、一九六三年、とくに五三ページ以下を、またおむせり F. Schnabel, a. a. O., S. 106f., 212f. を参照。
- (11) Vgl. z. B., F. Hartung, Der aufgeklärte Absolutismus, in: ders., Staatsbildende Kräfte der Neuzeit, Gesamtele Aufsätze, Berlin 1961, S. 149-177, insb. S. 154ff. 「啓蒙絶対主義」成瀬治編訳『伝統社会と近代国家』、岩波書店、一九八二年、所収、とくに三四二ページ以下。
- (12) ここにいう文学的ヒューマニズムについては、水田洋「ふたつのヒューマニズム——イギリスとドイツ——」、『同』、近代人の形成——近代社会観成立史——、『東京大学出版会、一九五四年、所収』を参照。
- (13) 一七九一年秋のフンホルトのゲンツ宛の手紙 (cf. P. R. Sweet, op. cit., p. 109.)。
- (14) フンホルトが、のちにその妻となるカロリーネ・フォン・タックンレーレン (Karoline von Dacheröden, 1766-1829) と知り合ったのも、ヘルリンのサロンである。歴大な往復書簡をのこした両者のあいだの終生変わらぬ深い愛情と知的交流は、ミルとその妻ハリエットとの関係を想起させるものがある。なお、フンホルトの生涯にかんする簡潔で有益な邦語文献として、亀山健吉『フンホルト——文人・政治家・言語学者』、中央公論社、一九七八年、をあげておきたい。
- (15) Cf. J. S. Mill, On Liberty, op. cit., p. 261. 前掲訳書「一一六——一七ページ。ミルが英訳本 (W. v. Humboldt, The Sphere and Duties of Government, tr. by J. Coulhard, London, 1854. を推定される) から引用した部分の原文は、W. v. Humboldt, Grenzen, S. 106-107. を参照。'die höchste und proportionirlichste Bildung seiner Kräfte zu einem Ganzen' は、'the highest and most harmonious development of his powers to a complete and consistent whole' と訳されている。
- (16) たたし、W. H. Bruford, The German Tradition of Self-Cultivation: 'Bildung' from Humboldt to Thomas

絶対主義末期の干渉主義批判の一類型

Mann, Cambridge, 1975. が示しているように、ドイツでは、人間の内面的自己完成の希求は、その後も十九世紀を通じてヴァイマル共和国の挫折にいたるまで、何らかの意味でくりかえしあらわれるから、おくれた現実のなかでの近代的自我の問題は、ドイツ自由主義の弱さの問題をほらみながら、この時点でただ登場したにすぎないともうべき。

- (17) W. v. Humboldt, *Grenzen*, S. 180.
- (18) Ebenda, S. 235.
- (19) Ebenda, S. 131.
- (20) Ebenda, S. 101.
- (21) Ebenda, S. 134. 本稿では、以下、引用文中の傍点は原文がケシムヘルトであることを示す。
- (22) Vgl. F.-L. Knemeyer, *Art, Polizei*, in: *Geschichtliche Grundbegriffe, Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland*, Hrsg. von O. Brunner, W. Conze und R. Koselleck, Bd. 4, 1978, S. 875-897, S. 893.
- (23) この点にかんする基本文献として、ここでは次の一点だけをあげておく。石部雅亮『啓蒙絶対主義の法構造——フロイセン一般ラント法の成立——』、有斐閣、一九六九年。

二 フンボルトの国家活動限定論 (一)

一 ドイツにおける国家目的論史上、「はじめて、国家の任務を法秩序の維持に狭く限定する」という結論をひき出した⁽¹⁾のは、フンボルトだといわれ、この点でドイツ法治国家思想の先駆者の一人として、かれの名前をあ

づけるのがあたりまえになつて⁽²⁾いるとはいへ、そういう評価のもとになつてゐる上述の国家活動限定論説を、フンボルトは本来の意味での国法学者として書いたものではなかつた。そこにあらわれるのは、絶対主義末期の後見的干渉主義を嫌い、そればかりか、一人の人間として、国家という政治的結合体そのものからできるかぎり自由になりたいという若きフンボルトの心情である。

その国家活動限定論説を支配している非政治的性格は、のちにメッテルニヒを背後でささえることになるゲンツが、当時その読後感を「不可解だ」と表現した⁽³⁾ことにも示されている。フンボルトにおけるこの非政治性は、理性原理だけでは処理しえない非合理的個性の独自性認識、およびそういう個人の自由で道徳的な全人格の形成と完成を人間の究極目的ととらえる基本観点に、由来している。すでに述べたようにフンボルトが国家活動の正当な範囲を、対外的並びに市民相互間の安全の確保に厳しく限定し、たとえば宗教事項や個人の道徳的生活規範にかかわる事項と並んで、次のように公教育をも国家の権能から排除するとき、この論説が国家論というより人間人格形成論ともいふべきものであることを明示する。「ようやく人類はいまや、諸個人の人格形成によつてのみ、もっと高く向上しうるような文化の段階に立つてゐると思われる。したがつて、この人格形成を妨げ、人間をいっそう大量に詰めこむ制度はすべて、いまや以前よりもっと有害になつてゐる。」「前述の全理論にしがたえば、全くすべては人間の最高に多様な人格形成にかかつてゐる。だが、公教育は、それがたとえ……たんに教育者を任用し扶養することだけに自己限定しようとするばあいでは、つねにある特定の形式を助長せざるをえない。」⁽⁴⁾フンボルトにとつては、「最も自由な、できるだけ市民的諸関係の方向に調整されることの少ない人間人格形成こそが、どこにおいても先行しなければならぬ」のであり、「こうして人格形成された人間が、次に国

家のなかに入り、そしてその国家の憲法は、いわばその人間に照らして自己をためさねばならない。「どんな公教育も、つねにそこでは統治の精神が支配するから、人間にある特定の市民的形式を与える。」したがって、公教育は「たとえ気がつかなくても、市民または臣民を念頭においており、私教育のばあいのように人間を念頭におくものではない」から、結局それは「永続しないか、またはエネルギーの欠如に帰着するかのどちらかである。」

「一般に教育というものは、人々に与えるべき特定の市民的諸形式を願慮することなく、ただ人間の人格形成を行なうべきものであり、したがって国家を必要としない⁽⁵⁾」のであり、「一国において不可欠の安全を保持するためには、道義の改造自体は不可欠ではない⁽⁶⁾」のである。そして、後述のようにフンボルトが絶對君主政における福祉配慮的干渉国家に、ギリシアの古代国家を対置したとき、「たとえばプラトーンの『国家篇』は、ルソーの最高に真実の論評にしたがえば、国家論というより教育論なのである⁽⁷⁾」、と述べている点は、フンボルトの関心方向を如実に示している。

こうして「市民」の法的属性の問題よりも人間個人の内面的人格形成の普遍的原理を前面に打ち出したこの論説では、個人はひたすら人間としての諸力の発展という文脈のなかでとらえられるから、個人の意思の政治的代表の問題、あるいは広く政治体と個人とのあいだの結合関係の問題については、個人の独自性の観点から、いわばそういう問題設定自体が忌避されることになる。このようなフンボルトにおける非政治的、というよりむしろ「反政治的傾向⁽⁸⁾」(L・クリーガー)のもとでは、この個人主義はあくまで個人の内面次元にとどまるから、社会的媒介項をもちえないのである。したがって、すでにそのポジションにおいて、ここには憲法や統治の諸形態について具体的に——そして論理的にも——論じる余地はなく、個人的諸力の自由な発展という見地から、も

っぱら国家活動の範囲が問題とされる。

もっとも、当初はプロイセンの司法官をめざしたフンボルトは、結婚に先立つおよそ一年間、ベルリンで裁判官生活を送り、主として刑事事件を担当したことから、法と道徳の關係、刑罰の目的や法的根拠などについて実地に苦闘し、これをつうじて、個人の人間としての完成と国家権力の行使とのあいだの望ましい關係についての問題意識を醸成されることになったし、一七九一年六月に司法官を退職して結婚した直後には、フランスの革命と新憲法の動向への関心が、フンボルトを国家論研究に向かわせる直接のひきがねとなっていた。しかしその最初の成果、「国家の憲法についての所見——フランスの新しい憲法を機縁として——」(当初、一七九一年八月にゲンツ宛の手紙として執筆、翌年『ベルリン月報』一月号に掲載)も、具体的な法律論や政治論を展開したもではなく、むしろなによりも上述の理性主義の支配へのフンボルトの深い懷疑を鮮明にしたものとして、注目にあたいたのである。すなわち、フンボルトによれば、「〔フランスの〕憲法制定議會は、たんなる理性の諸原理だけにもとづいて、全く新しい国家構造を築き上げようと試みた。この事實は誰もが認めざるをえないし、國民議會自身がそれを認めざるをえない。しかし、理性がたとえその意図を現実のものとするだけの十分な力を備えているとしても、理性が一つの計画にもとづいていわば先天的に打ち建てる憲法が、うまくゆくことはありえない。伸び栄えることのできる憲法とは、強力な偶然が、それに対抗する理性と闘う相剋のなかから、生まれるものに限られる。」⁽¹²⁾「理性が成し遂げようと苦心する計画は、たとえその苦心が成功するとしても、その計画がねらった対象自体から、なお形態と修正とをうけとる」のであって、「人間において伸び栄えるはずのものは、かれの内面から発しなければならず、かれに外から与えられるものではない。」⁽¹¹⁾「理性はたしかに現存する素材に形

を与える能力を備えてはいるが、新しい素材を生み出す力をもつてはいない。この力は、ただ事物の本質のうちに潜んでおり、……真に賢明な理性は、その力をただ促して活動に向かわせ、方向を与えようと努めるだけである。理性は控え目にこの点にとどまる。国家の憲法も、木に若芽を接ぐように人間に植え込むわけにはゆかない。時と自然とがあらかじめ用意してないばあいには、花を糸でつなぐようなものである。真昼の太陽の一撃が花を焦がしてしまう⁽¹³⁾。こうしてフンボルトは理性の本質的限界を告知し、「偶然」という名の「力」をこれに對置するから、「たんに理性の諸原理にのみもとづいて体系的に構想された憲法をうけいれる程度にまで、および一国民が十分に成熟しているとは決していえない⁽¹⁴⁾」ことになる。

「事物の本質のうちに潜んで」いる「偶然」の力は、フンボルトにおける一種の歴史過程認識の表現であり、「偶然」は人間理性の射程をこえて現実に生起する歴史的諸事件の動因でありながら、それらの連鎖のうちに潜在的に自己を主張している「必然」の力をも示すであろう。現実には「偶然」としてあらわれるこの歴史的「必然」力は、もしこれを洞察しようとすれば、理性だけではなく全人間の才能の全面的な展開を必要とすると思われたから、このフランス新憲法論とほぼ同時期に書かれたフンボルトの草稿「人間諸力の發展の諸法則について⁽¹⁵⁾、および、われわれの検討対象である国家活動限定論説において、「偶然」は人間の「エネルギー」や「ジンリヒカイト」のタームで、個人のなかに内面化される。フンボルトにしたがえば、人類の歴史過程に生起する一連の「出来事」は、相互に作用しあいながら、その実、人間の「肉体的、知的、および道徳的諸力」の發現にほかならないのであり、この諸力すなわち「エネルギー」は、いわばあらゆる活発な美徳の源泉であり、より高くより多面的な全人格形成のための不可欠の条件である⁽¹⁷⁾。あるいは、「エネルギーは人間の最初で唯一の美徳である。か

れのエネルギーを高めるものは、かれにエネルギーのための素材しか提供しないものよりもっと価値がある。⁽¹⁸⁾「ジンリヒカイト」はこの「エネルギー」の根源として、「人間の全生活とあらゆる事業とを貫いてからみあっている」⁽¹⁹⁾から、理性には限定的な意味しか認められず、「ジンリヒカイト」の自由な展開こそが、全人間の素質の全面行使の前提である。

しかし、こうして内面化された「偶然」の力は、絶えず自由な人間諸力の全面展開を指向するものの、この人間諸力は、究極においては動かしえない歴史的「必然」の壁そのものを越えることはできない、というのがフンボルトの確信だった。したがって「賢明な立法者」がなしうることは限られており、かれはまず「現在の方向を究明し、次にこの方向を発見すればただちに、これを促進するかまたはこれに反抗する。するとこの方向は別の修正をうけ、この修正はさらにまた別の修正をうける、という過程がつづいてゆく。だから、かれはそれを完全性の目標に近づけることで満足するのである。⁽²⁰⁾」こういう歴史的「必然性」認識のもとで人間の自由を最大限に希求する観点——P・R・スウィートが「自由と必然との弁証法⁽²¹⁾」と呼んだもの——が、国家活動限定論の底流に存在していると考えられるのであって、その結論部分(第一六章)でフンボルトは次のように述べている。「国家はその活動を、つねに必然性によってのみ決定させておいてよいのである。「わたくしが本論説で展開してきた」理論が、国家に安全のための手配をのみ許容するのは、この目的の達成だけは個々の人間には不可能であり、したがってこの手配だけが必然的だからである。……それゆえ、この論説全体をつうじて提起されたすべての考えが、あたかもその究極目標に向かうかのように引き寄せられてゆくところは、必然性の原理なのである。純粹理論においては、自然的な人間の独自性だけが、この必然性の限界を決定する。実行においては、現実

絶対主義末期の干渉主義批判の一類型

の人間の個性が付け加わる。この必然性の原理は、人間に向けられたあらゆる実践的な努力に対して最高の規則を指定するにちがいないと思われる。⁽²²⁾」

二 この「必然性の原理」という考え方は、政治思想としての作用においては、フンボルトをして、過去からの歴史的連鎖の目を断ち切る急激な社会変革や革命を、忌避させることになる。上述のようなフランス革命に対するかれの冷めた限界認識、すなわち理性万能主義へのフンボルトの批判も、この「必然性」思想と結びついてゐる。かれにとっては、「啓蒙が国民を、その専制にとって最も恐るべきものにしてたまさにその国〔フランス〕で、その政府はたいていだらしなかつた」から、「この国で革命も最初に発生せざるをえなかつたし、いまや穩健な、だがそれにもかかわらず完全で無制限の自由の制度、理性の制度、憲法の理想以外には、したがうことのできる制度をもてなかつた。人類は一つの極端に苦しみ、一つの極端に自己の救いを求めねばならなかつた。」⁽²³⁾つまり、フランスで革命が起こつたことも必然であつたし、その新憲法が極端な理性主義のゆえに、「歴史の類推にしたがえば」⁽²⁴⁾発展しえないことも、必然だつた。「およそ新しい憲法は、それまでの憲法の跡をうけつがねばならない。」⁽²⁵⁾「現在を改変するばあいにはいつでも、それまでの状態の跡を新しい状態がうけつがねばならない。」⁽²⁶⁾「本来の国家革命、別の統治制度は、多くの、しばしば非常に偶然的な諸事情の競合なしには、不可能であり、そこで、つねにさまざまに有害な諸結果を伴うことになる。」⁽²⁶⁾「真理は、それが……深くしみとおつた根源をとらえるやいなや、つねにただ徐々に、かつ静かにのみ、有益な諸帰結を實際生活のうえにひろめる。」⁽²⁷⁾

歴史の過去からの内的連続性を重視し、性急な行動を嫌うフンボルトのこの態度は、一方でかれに新フランスの多数決原理を批判させ、実質的にはプロイセンの君主政を擁護させることになるし、他方では、かれがその直

後にパークの『省察』のゲンツツを読んで圧倒されたという事情を、かなりの程度説明するものでもある。フンボルトにとっては、本来的に、「一人一人の個人の意思は代表制度をつうじてのみ表明されうるが、しかも多数の人々の一代表者は、個々の代表された人々の見解の忠実な機関であることは不可能である。……〔多数決において〕同意しない人々は、社会のなかから外に出て、それによってその社会の裁判権から漏れ出てしまい、多数決をもはやそれ自体として通用させることもできなくなるほかしかたがない」⁽²⁸⁾のである。ここでも、いわば形而上学的個人主義に内包されている非政治的あるいは反政治的性格が読みとれるであろう。そしてこの性格もまた、結果的には、フンボルトを既存の政治的基本構造の是認に向かわせるのに一役かうことになる。かれがギリシアの古代国家と近代国家（実質上は啓蒙段階の絶対主義）とを対比して、前者は「人間として、人間の力と全人格形成とのために配慮」し、「美德を追求した」のに対して、後者は「人間の福祉と財産と生計能力とのために配慮し」、「幸福を追求した」というとき、この対比の意味は二重である。つまりフンボルトにとっては、第一に、古代国家の価値基準はそれ自体として称揚されるべきものであり、近代国家のそれは、すぐあとで述べるように、積極的に市民の幸福促進をめざすその後見的な干渉主義の側面において厳しく批判されねばならなかった。この点があたしかに前面に打ち出されているのだが、しかし第二に、そういうきわめて重大な留保のもとではあっても、上述のようにフンボルトは革命を嫌い、時が熟するのを待つて漸進的に行なわれる改良を——「必然性の原理」をつうじて——選好したから、⁽³⁰⁾既存の君主政そのものの可否は問われず、むしろ近代国家では「外的束縛に対する闘争を内的力で開始することが可能」であるのに対して、古代国家では、「人間の固有の本質をなすもの」がいわば上から追求されたために、かえって「自由の諸制限は一面でもっと抑圧的で危険なものだっ

(31)と、考えられている。そしてたとえは公教育批判の箇所、フンボルトは、「われわれの君主政国制」を、古代国家からアナロジカルに想定された「共和国」と対比して、ドイツにおける公教育制度の欠如を高評価し、君主政下では「それでも国家結合がつねに手段としてのみ考えられているから、個人の諸力が諸共和国におけるほど多くはこの手段にふりむけられる必要がないこと」(32)を、君主政の長所の一つに数えている。

しかしまさにこの観点は、個人が国家機構にかかわることを嫌悪し、国家から自由な個人の活動領域が保障されさえすれば、統治の形態自体は問題にしない、というフンボルトの基本姿勢を明瞭に示すものである。かれの国家論がひたすら国家活動の範囲の問題のみを扱い、それで満足している究極原因は、この基本姿勢にあったと思われる。「あらゆる主権者は——民主政国家、貴族政国家、あるいは君主政国家のいずれにおいてであれ——、その活動の限界を静かに人知れずもつと拡張したり制限したりすることができるのであり、しかもかれは、奇抜な新しさを避ける程度が高いほど、むしろいっそう確実に自己の究極目的を達成する」(34)——これこそが、国家活動範囲の理論的限界づけをフンボルトに試みさせた根本認識ではなかったか。「国家制度はそれ自体が目的ではなく、人間の全人格形成のための手段であるにすぎない」(35)、とフンボルトがいうとき、その人間はあくまで個人的諸力の調和的發展という次元でとらえられるから、諸個人が国家を形成する積極的な意味および論理や、国家活動に対する個人の側からの何らかの積極的な働きかけ（個人の国家への、広い意味での政治的参加）の可能性はそのものとして問われることがなく、むしろ個人は各自で完全性を希求し、既存の政治体としての国家から限りなく隔てられる。まさに、「人間が市民の犠牲になる」(36)ことは許されなかった。この論説執筆の直前に、フンボルトが実際にプロイセンの官職から身を引いていたことも、この点と無縁ではないだろう。また、この論

説の各所で、国家活動が市民の自発的な結合体(共同体)にゆだねられることの長所がくりかえし指摘されるが、それらの団体の意義はあくまでその各構成員の「自立性」にもとづくのであり、「人間は自分で活動すればするほど、ますます人格形成の度がすすむ。大きな結合体のなかでは、かれはたやすく道具になってしまふ」と考えられた。人間は感情とエネルギーとを發揮する内的存在(道徳的人格)とみなされ、個人は即的に人類一般と等置されて社会化されないから、したがって近代市民社会の形成と成立をめぐる問題群がまだ視野に入っていないから、そこには国家と社会との対立の認識もまだ生まれていない。フンボルトによる国家活動の「安全」目的への限定化の試みは、基本的には「さういう「新ヒューマニズム」の人間観の所産だったと思われる。

- (1) U. Scheuner, Die Staatszwecke und die Entwicklung der Verwaltung im deutschen Staat des 18. Jahrhunderts, in: Beiträge zur Rechtsgeschichte, Gedächtnisschrift für Hermann Conrad, hrsg. von G. Kleinheyer u. P. Mikat, Paderborn et al. 1979, S. 467-489, S. 487.
- (2) Vgl. z. B., C.-F. Menger, Art., Rechtsstaat, in: Handwörterbuch der Sozialwissenschaften, Bd. 8, 1964, S. 768-772, S. 770; K. Stern, Das Staatsrecht der Bundesrepublik Deutschland, Bd. I, München 1977, S. 605.
- (3) Cf. P. R. Sweet, op. cit., p. 111.
- (4) W. v. Humboldt, Grenzen, S. 142-143.
- (5) Ebenda, S. 144-145.
- (6) Ebenda, S. 146.
- (7) Ebenda, S. 102. この点、マンローの『ハーモニー』第一巻中の回趣頁の一節を参照せよ。
- (8) L. Krieger, The German Idea of Freedom: History of a Political Tradition, Chicago and London, 1957,

絶対主義末期の干渉主義批判の一類型

- (9) この点については、そのほかのちまた、フンホルト自身が、フランス革命に対する当時の関心のもち方を次のように回顧していることが、注目される。「われわれは、ただ観念、感情、そして人間についてだけ語った。われわれの関心は、全く一般的なものか、それとも最高度に特殊なごとかのどちらかであった。」(一八二七年七月二三日付のマンニヌの手紙。P. R. Sweet, op. cit., p. 92.)
- (10) Vgl. F. Schaffstein, a. a. O., S. 44 ff.
- (11) W. v. Humboldt, Ideen über Staatsverfassung, durch die neue französische Constitution veranlasst, in: Wilhelm von Humboldts Gesammelte Schriften, a. a. O., Bd. I, S. 77-87 [Abk.: Staatsverfassung].
- (12) Ebenda, S. 78.
- (13) Ebenda, S. 79-80.
- (14) Ebenda, S. 80.
- (15) W. v. Humboldt, Über die Gesetze der Entwicklung der menschlichen Kräfte, in: Wilhelm von Humboldts Gesammelte Schriften, a. a. O., Bd. I, S. 86-96.
- (16) Ebenda, S. 94-95.
- (17) W. v. Humboldt, Gränzen, S. 104.
- (18) Ebenda, S. 166.
- (19) Ebenda, S. 174.
- (20) W. v. Humboldt, Staatsverfassung, S. 81.
- (21) P. R. Sweet, op. cit., p. 104.

- (22) W. v. Humboldt, *Gränzen*, S. 244.
- (23) W. v. Humboldt, *Staatsverfassung*, S. 83-84.
- (24) Ebenda, S. 79.
- (25) W. v. Humboldt, *Gränzen*, S. 237.
- (26) Ebenda, S. 100-101.
- (27) Ebenda, S. 236-237.
- (28) Ebenda, S. 131-132.
- (29) Ebenda, S. 103.
- (30) 重ねて次の言葉を引用しておこう。すなわち、およそ純粋理論の諸原理と現実とは別のものであり、前者を後者のなかにはじめて移すことができるのは、「諸原理が、いかなる不純物もなしに、つねに生じさせる諸帰結というものを、諸原理自体が表現すること、を現実が、その全範囲において、もはや妨げなく、なると、き」(ebenda, S. 239.)である。
- (31) Ebenda, S. 103-104.
- (32) Ebenda, S. 144. たとえばプリストテレスの目的論的国家規定(後述)が、ここで想起されてよい。
- (33) この国家活動限定論説の末尾近くで、フンボルトは、「あらゆる立法にとって不可欠の準備作業」として、(一)法の一般理論、(二)国家目的論ないし国家活動範囲論、(三)国家存立に不可欠の手段の理論(政治学と財政学)をあげ、自分ではこの論説が完全だとは思っていないが、右の第二のテーマに集中したからこそ、これだけのものになりえたと、自負している(vgl. ebenda, S. 230-232.)。国家活動の範囲の問題についてフンボルトと議論し、一七九二年の初めに、立場の相違をこえてかれたこの論説の執筆を勧めたのは、マインツ大司教領の啓蒙絶対主義的なエルフルフ総督マールメンク(Karl Theodor Anton Maria von Dalberg, 1744-1817)なされた。 Cf. P. R. Sweet, op. cit.,

絶対主義末期の干渉主義批判の一類型

pp. 68, 86, 100, 106, 117; A. Dove, Art., Humboldt, in: Allgemeine Deutsche Biographie, Bd. 13, 1881, Neudr. Berlin 1969, S. 338-358, S. 342.

(34) Ebenda, S. 101.

(35) Ebenda, S. 157.

(36) Ebenda, S. 143.

(37) Vgl. ebenda, S. 107.

(38) Ebenda, S. 132.

三 フンボルトの国家活動限定論 (二)

一 以上のようなフンボルトの「新ヒューマニスト」としての基本認識を念頭におきながら、国家活動限定論の具体的な内容編成を素描してみると、以下のようになる。

この論説の冒頭で、フンボルトはまず、「全国家制度はどんな目的をめざして活動するのか、また、それは自己の活動にどんな限界をおくべきなのか」と課題を提示し、あるいは、⁽¹⁾「国法論の領域では、「国家が意図しなればならないのは、国民の安全だけなのか、それとも一般に国民の物質的並びに道徳的福祉全体なのか」という問題が、たびたび論争をよんでおり、立法者や著述家の大半は後者を主張している点を一般的に指摘したうえで、国家結合の目的を、「人間の真の目的」——「自己の諸力を最高度にまた最も調和的に開展させて一つの全体にすること」⁽³⁾——に照らして吟味するという論理手順をとる。この観点と手法とが、後進国における近代的我の表出としての「新ヒューマニズム」の本質に由来し、それがフンボルトの国家論に非政治的・文学的な基本

性格を付与している点は、すでに述べたとおりだが、『自由論』のミルがフンボルトに深い共感を示した動因も、人文主義者フンボルトが、人間の個性的諸力の調和的發展という人間目的観から、「自由」と「状況の多様性」とをこの目的の達成のための不可欠の条件とみなし、この二つの条件が「獨創性 Originalität」や「獨自性 Eigenheimlichkeit」を生み出すと考えた点にあった。フンボルトにとっては、自由そのものは自己目的ではなく、個性發展のための前提条件であるにすぎない。

フンボルトが「国民の積極的福祉の増進をめざす国家の諸努力全体」としてとりあえず列挙した諸項目は、国土の人口の維持、直接的には救貧制度による、また間接的には農・工・商業の助成による住民の扶養、財政・貨幣政策、輸出入の禁止、など、そして最後に、自然による損害の予防または復旧、であるが、「行為一般のエネルギーおよび道徳的人格」は、これら「あまりにも拡張された国家の綿密な手配によって多大の損害をこうむる」とフンボルトには思われた。いいかえれば、人間の創造的エネルギーは、自由の風土において最もよく繁栄するということになる。国家が積極的に行なう「そのような手配のどれをとっても、そこには統治の精神が支配しており、この精神がいかに賢明で有益なものであろうとも、それは単調さ Einförmigkeit と、他人の行動様式とを、国民のなかに生じさせる。」「多数の人々の結合から生じる多様性 Mannigfaltigkeitこそが、社会が与える最高の善 Gutであり、この多様性は確実につねに国家の干渉の程度に應じて失われてゆく」から、国家の積極的な福祉政策的干渉体系のもとでは、「人々は自分たちの諸力 Kräfte を犠牲にして財産 Güter を手に入れる」ことになる。つまり、「国家のさしずは、自分自身で打開策について考えるよりも、他人の教え、他人の指導、他人の助けを期待する習慣のほうを人々に強く植えつける」ことによって、「国民の力を弱め」、ひいては、人々

絶対主義末期の干渉主義批判の一類型

の道徳的人格を墮落させるであらう。後述のフンボルトの救貧制度批判も、このような文脈のなかに位置する。

ドイツの「新ヒューマニズム」は、こういう観点で、絶対主義末期の後見的ボリツァイ国家の福祉配慮的干渉主義に抗議した。『国富論』のガルヴヰ (Christian Garve, 1742-1798) 訳が出版されはじめることによって、やや本格的な意味でドイツにおけるアダム・スミス (Adam Smith, 1723-1790) の受容と変容 (およびそれとたとえばその後のプロイセン改革との関係) という問題がわれわれの前にあらわれることになるのは、一七九四年の時点である。⁽⁸⁾しかし、ゲッティンゲンとケーニヒスベルクとを窓口としたドイツでのスミスの導入は、とりわけ後者におけるクラウス (Christian Jacob Kraus, 1753-1807) を經由して自由主義的国家官僚の育成に帰着する。一八〇〇年にはフニヒテ (Johann Gottlieb Fichte, 1762-1814) の独立自営小市民層を思想的基盤とする『封鎖商業国家』が出版され、翌年には数年間のイギリス滞在経験をもったロマン主義者バーダー (Franz Xaver von Baader, 1765-1841) が、フニヒテ著の重商主義の最終段階に位置するゴッティン (Johann Georg Büsch, 1728-1800) やフニヒトナー・ヘンガー (Karl August von Struensee, 1735-1804) から国内産業均衡論の基礎視角を学び、バイエルン領邦経済の枠内で、実物消費主義的観点から保護と統制を主張して、スミスの自由の体系に対するおくれたドイツの立場からの批判のさきがけとなる。⁽⁹⁾他方、バーデン辺境伯カール・フリードリヒ (Karl Friedrich von Baden, 1728-1811) に仕えたマンハヴァイン (Johann August Schlettwein, 1731-1802) に代表される、一七六〇年代以降のドイツにおける少数のフィジオクラートたちも、万民主義的・合理主義的自然法思想に依拠して経済的個人主義を擁護しながら、政治を自然に対する支援者にとらえて、結局福祉配慮的干渉を決して否定しなかった。したがって、ドイツにおける絶対主義末期の後見的干渉体系へのまともな批

判は、少なくとも十九世紀初頭までは、後述の法学次元における一部の自由化志向を除けば、カントをふくむ広い意味での「新ヒューマニズム」の内的個人主義による以外には、当面しかたがなかったといつてよいだろう。

フンボルトはすでにその国家活動限定論説の一年前に、前掲のフランス新憲法論で、当面は絶対主義時代のフランスを念頭において、「政府は国民の幸福と安寧、物質的並びに精神的なそのために配慮しなければならぬ」という原則」を、「まさに最もひどい、最も抑圧的な専制」と呼び、ここでは「抑圧の手段は非常に隠微で非常にいりくんだものだったから、人々は自分が自由なのだ信じ、かれらの最も高潔な諸力が麻痺させられた」と、この「専制」を批判していた。われわれが検討している国家活動限定論説は、こういう批判を、人間の究極目的の観点から、より体系的に行なったものとみなしてよい。フンボルトにしたがえば、「自由を享受するだけの成熟を促進するものとしては、自由それ自体に匹敵するものはないだろう。非常にしばしばまさにこの成熟度の不足を、抑圧を永続させるための口実に利用してきた人々は、たしかにこのような主張を認めないだろう。しかしわたくしには、この主張は、反論の余地なく人間の本性自体から生じる帰結だと思われる。自由に対する成熟度が不足しているとすれば、それは知的並びに道徳的な諸力の不足にのみ起因するものである。このような不足に対応するためには、その〔知的並びに道徳的な〕諸力を高めることしかない。だが、こういう諸力の高揚は訓練を必要とし、しかもこの訓練に必要なものは、自発性を喚起する自由なのである。」⁽¹²⁾

すでに述べたようにフンボルトは国家目的の二分法に立脚し、国家目的は「幸福の促進」か、それとも「たんなる〔自然と人間との両面における〕災厄の防止だけ」かと問い、福祉目的と安全目的とを対置するから、国民⁽¹³⁾

の自由と多様性を人間目的達成の基本条件とみなす以上のような論定の帰結は、次のようになる。すなわち、「国家は、市民の積極的福祉のためのあらゆる手配を控えるべきであり、かれら自身および外国の敵に対してかれらの安全を確保するために不可欠な範囲を踏みこえてはならない。これ以外のいかなる究極目的のためにも、国家はかれらの自由を制限してはならない⁽¹⁴⁾」というのである。フンボルトにとっては、人間の本来の国家形成目的は内外の「安全の維持」であり、一つの侮辱が報復の連鎖を生む悪循環を断つためには、「新たな報復を許さぬ報復」——国家による刑罰——と裁判官の判決とを必要とするのであって、「安全なくしては、人間は自己の諸力を開展することも、その成果を享受することもできない⁽¹⁵⁾」し、「いかなる自由も存在しえない」のである。

こうして望ましい国家活動の範囲が、いったん、市民の「安全」の確保と維持という国家目的にかなうものだけに限定されたいじょう、フンボルトに残された考察対象は、この「安全 Sicherheit」という概念にかかわる領域に限られる。ところでフンボルトは、本論説全十六章のうち、第八章までは、当面、「安全」を「外国の敵と、同胞市民自身の侵害とからの安全⁽¹⁶⁾」と把握して、まず対外戦争の可否・善悪を論じる。このヒューマニストは、戦争を「人類の全人格形成のための最も有益な現象のうちの一つ⁽¹⁷⁾」とみなし、古代ギリシアの戦士になぞらえて、「戦争の勇氣は最も美しい平和的な美德と結びついてのみ、戦争の規律は最高度の自由感情と結びついてのみ、尊い⁽¹⁸⁾」と考えたから、既存の機械的軍隊制度への批判も、「真の戦士の精神、あるいはむしろ、つねにみずからの祖国のために闘う用意のある高潔な市民の精神⁽¹⁹⁾」の鼓吹も、個性的「戦士」というかれの国境なき人類一般の抽象的観点を示す場となった。次に、「市民の国内の安全」すなわち「公共の安全」を促進する国家活動を

論じるにあたって、フンボルトにとっては、さまざまな国家活動が直接間接にこの国家の究極目的のために役立てられていると思われたから、それらの諸活動に何らかの方法で正当な限界線を引く必要があった。そこで、とくに公教育、特定宗教の助成や抑圧、社会的生活規範としての道徳の改善をめざした国家諸活動を、上述の人間目的に照らして順次検討・批判し、そのいずれをも国家活動の限定されるべき範囲から排除した。かれは宗教を、本来全く主観的・個人的な人間の素質にもとづくものととらえ、国家が宗教に干渉してこれを統治に利用することは、さまざまな弊害を生むし、奢侈禁止令のように市民の日常生活にこと細かく干渉する国家の法律や命令は、市民のエネルギーのもとである「ジンリヒカイト」を制限することになりはてる、と考えた。⁽²⁰⁾

二 以上の論理展開は、対外的並びに対内的安全の確保という観点から行なわれたものであったが、第九章でフンボルトは、「安全」概念をいっそう厳密に規定しなおし、端的に「違法」行為からの安全に論議水準を限定することによって、第一〇章以下で、ある程度本格的な法律論を展開するための道を開いた。フンボルトにしたがえば、「わたくしが、ある国家において市民が安全である、と呼ぶのは、かれらが自分たちに帰属している諸権利を行使するさいに、それがかれらの人格にかんするものであれ所有にかんするものであれ、他人の干渉によって妨げられないばあいである。したがって、……安全とは、合法的自由の確実さである。ここにいう安全は、人間が自分の諸力を何か活動させたり自分の財産を何か享有したりするのを阻止するようないかなる行為によっても妨げられず、ただこれを違法的に、行なう行為によってのみ、妨げられるものである。」⁽²¹⁾この法律のタームでの「安全」規定によって、フンボルトは具体的に、ポリツァイ法、民法、訴訟・裁判手続き、および刑法の各論にわたって、国家活動の法的限界について考察することが可能になったのである。しかしその反面、フンボルトに

絶対主義末期の干渉主義批判の一類型

おける法律論は、一つの根本的制約下におかれている。すでにみたように、フンボルトは「安全」だけは個人のみで達成しえないと述べたが、これを法の次元に移しかえると、「法の実際の侵犯のみが、各個人がもっている力とは別の力〔すなわち国家権力〕を必要にする」、⁽²²⁾ということになる。しかし、本来の意味での国家形成論はほとんど展開されないから、国家は「合法的自由の確実さ」を保障する制度として即自的に想定され、国家のなかでの市民の権利は、国家によって保障された「合法的自由」を享受する権利として、いわば受動的かつ静態的に描かれざるをえない。その市民は、人間としていかに個性的発展をとげようとも、国家に積極的に働きかける市民ではなく、むしろできるだけ国家から自由な領域の確保を希求する。このような市民の権利の位相は、ドイツ国家論史次元の用語であらわせば、「政治的自由」への展望をもたない「市民的自由」の思想範疇に属するが、⁽²³⁾ただフンボルトのばあいには、それは内面的個人主義の所産だったといつてよい。

そういう基本制約のなかで、フンボルトは市民および国家自体の「安全」をおびやかす行為を、「即自的に他人の権利を侵害する行為」と、「その行為の結果によって、他人の権利の侵害の発生が気づかわれるような行為」とに分け、前者に「民事法規」を、後者に「ポリツァイ法規」を割り当てた。このうちとくに「ポリツァイ法規」は、それが、ドイツにおける絶対君主政が「公共福祉」目的を標榜して広範に市民（臣民）生活に干渉するための主要な伝統的手段——あるいはむしろ、福祉配慮的内務行政全般の法律的総括——であったという史的背景に⁽²⁴⁾照らして、われわれの注目にあたいたいするはずのものである。しかし、一貫して「安全」目的への国家活動の限定を志向するフンボルトは、「市民の安全ではなく市民の福祉を目的とする諸条令も、全くもっぱらこの名称で呼ばれている点は、わたくしの意図に役立たないから、ここでは無視する」、⁽²⁶⁾と断定した。だがむしろこのように

すげなく割り切り、「ポリツァイ法規」を、「他人の権利を直接侵すような行為とは無関係に、そのような侵害を予防する手段だけ」⁽²⁷⁾と規定することによって、第一に、「他人の権利の侵害」という一点が国家の法的干渉の必要条件であることを明示し、第二に、この侵害が直接行なわれるばあい（民事法規領域）と、間接的に、その行為の結果においてそれが生じるばあい（ポリツァイ法規領域）との境界線を、たとえ形式論的にせよ確定した。もっとも、ここで定義された「ポリツァイ法規」が機能しうる具体例の説明のほうは、あまり説得的とはいえず、「ポリツァイ法規」論は若きフンボルトの国法論上の模索過程を示す一局面というべきだろう。

ではフンボルトは、国家の「安全」目的に対置された福祉目的を全面的に排除したのかといえ、そこには、きわめて限られた範囲ではあったが、一つの例外領域が存在した。それは未成年者および知力喪失者のための福祉配慮領域だった。つまりフンボルトは、この論説が一貫して、「十分発達した自分の知力を完全に使用できる人々を前提にしている」ことを当然自覚していたから、右の二種類の人々は「かれらの物質的・道徳的福祉のための、本来の意味で積極的な手配を必要としており、たんなる消極的な安全の維持は、これらの人々については十分ではありえない」⁽²⁸⁾と考えた。しかしかれは、子供も「自分の生命、健康、財産……に対する本源の権利を有している」と考え、子供の養育を「両親の義務」ととらえ、この義務から親の教育権を導き出したから⁽²⁹⁾（国家による教育活動の拒否）、未成年者にかんする国家の「義務」は、「両親に対して子供の権利を保全するための配慮」——すなわち、成人年齢の法的確定、家父権力がその限界を遵守するための監督、および両親死亡後の「上級後見」⁽³⁰⁾ないし「上級監督」並びに実際の後見人の確定など——と、「安全」目的にかんする未成年者向け特別配慮（子供相手の詐欺行為の無効化と処罰）⁽³¹⁾とに限定された。そしてこれらの国家の義務は知力喪失者にもほ

絶対主義末期の干渉主義批判の一種型

同様にあてはまるとみなされたが、そのさい、身体障害者は議論の対象から全くはずされて点、また、知力喪失者の「理性回復」可能性が肯定され、「かれらの権利そのものは奪われえない」とされている点は、⁽³²⁾「新ヒューマニズム」の性格を考えさせる一素材として、注目にあたらしいよう。

だがそれともあれ、フンボルトが例外的に国家の福祉配慮の必要性を認定した領域においてさえ、その国家福祉活動には、このようにきわめて特殊で限定的な内容しか与えられなかった。たとえば「救貧院 Armenanstalten」は、別の箇所で、「人格形成に妨げとなるもの」の一例として片づけられている。自分の安楽を他人の施しに求める乞食は軽蔑されてよいのであり、「あらゆる真の同情、期待はするが無欲のあらゆる願い、人間の人間に対するあらゆる信頼を、それほどまでに殺してしまうものがほかにあるだろうか」、⁽³³⁾というのがフンボルトの救貧制度観だった。あくまでフンボルトの関心は、かれ自身がいうように、「各人は自分自身の行為と自分の財産とについて、望み通りに任意に決定することができる」⁽³⁴⁾ような人間空間にあり、そういう自己決定能力を備えた各個人の全人格形成を究極目的として、これを可能にする唯一の前提条件を国家の保安活動に求めた。このフンボルトの関心方向と問題認識手順とは、明らかに、絶対主義下でのブルジョア化過程を、経済のチームではなく人間と国家および法とのチームで表現したものといつてよいだろう。逆にいえば、後進国における近代的個人の自己主張は、当面こういう形でしかあらわせなかつたのである。

三 しかし、ブルジョア化過程を人間のチームで表現するのは「新ヒューマニズム」の属性であるとしても、国家と法とによる認識次元のほうは何に由来するのだろうか。

国家活動限定論説執筆の三年前に、革命勃発直後のパリを訪れたフンボルトは、孤児院を見学し、「あらゆる

悪徳は富裕に対する貧困の不均衡からほとんど生まれ起っている。一般的福祉がひろく行きわたっている国では、犯罪は全くないか、あってもごくわずかだろう。したがって臣民の物質的必要物のための配慮ほど重要な国家行政部分には存在しない⁽³⁵⁾、と日記に書いていた。しかし国家活動限定論説では、そのような経済・社会問題への関心がほとんど決定的にぬぐい去られてしまっている⁽³⁶⁾。三年前の、国家の福祉目的活動の重視から、すでに述べたような安全目的の単一論への推転をフンボルトにもたらした誘因として、一般に認知されているのは、かつてペルリシ時代（一七八五―一八七年）にフンボルトをふくむ少数の貴族子弟のための私教育で経済学を担当して以来、フンボルトと交渉をもっていたドーム（Christian Conrad Wilhelm von Dohm, 1751-1820）の夜警国家観の作用力である。

しかしここにいる夜警国家観は、必ずしも経済思想の次元だけではとらえきれない性格をもっているように思われる。ドームは一七七九年にプロイセンで官途に就いてのち、外交官としてとりわけアーヘンの都市改革に尽力したが、もともとかれがゲッティンゲン大学で、ペーラー（Georg Ludwig Boehmer, 1715-1797）、ピュッター（Johann Stephan Pütter, 1725-1807）、シヤーンツァー（August Ludwig Schlözer, 1735-1809）のものと法学諸学科を修めていた点は、注目にあた⁽³⁸⁾る。まずペーラーは、領邦君主によるプロテスタント教会の支配に對抗して、教会を自治団体ととらえ、その自由と自決とを自然的に主張したコレギアリスムス Kollegialismusの代表者であり、その父（Just Henning Boehmer, 1674-1749）は、法と道徳との区別を主張したトマーシウス（Christian Thomasius, 1655-1728）をうけて、平和と外的平安とへの国家活動の限定を志向していた⁽³⁹⁾。ピュッターは、領邦絶対主義による自由の抑圧への對抗拠点をドイツ帝国国制に求めた人物として、そして同時に、当

絶対主義末期の干渉主義批判の一類型

時としては異例なことだが、「ポリツァイ」概念からいっさいの福祉助成を排除して、国家の「ポリツァイ」活動を共同体の危険防止の局面のみに限定した人物として、知られている。⁽⁴⁰⁾そしてシュレーツァーは、自然法を国家政策術 Staatskunst と結びつけて世俗的・経験的・歴史的な接近法をとる国家諸科学の学問領域を方法的に開拓したアッヘンヴァール (Gottfried Achenwall, 1719-1772) の直接の後任者であって、シュレーツァーの国家諸科学の包括的体系化——歴史部門 (国家史、統計史) と哲学部門 (自然法的国家形成論、国法論、国制論、国家行政論) との二部門編成、およびポリツァイ学、国家経済学、財政学の専門区分化——は、その後の模範となったし、かれは、「市民的自由」と「政治的自由」との相互補完性の主張によってドイツ国家論史上特異な位置を占めてもいるのである。⁽⁴¹⁾したがって、ゲッティンゲン大学はのちにスミス導入の一拠点となるより前に、こうした自由志向の強い独特の法学世界をつくり出していたのであり、ここでドームは一七七四年にドイツ帝国国制の基礎を学び、その教えをうけたフンボルトも、一七八八―八九年の三学期間をこの大学ですごした。

フィジオクラシーとビュッシュ流の貨幣循環論とを折衷し、ユダヤ人解放にも関心をもっていたといわれる⁽⁴²⁾ドームが、実際にどのような国家観をもっていたかについては、わたくしはまだ直接知るすべをもっていないけれども、パリ旅行の途上、アーヘンにドームをたずねたフンボルトが、一七八九年七月二四日の日記に、ドームへの深い尊敬の念を吐露しつつ、次のように書きつけていることは、われわれの興味を引く。「ドームは、国家の目的はただ安全だけでなければならぬと主張した。わたくしは、そういう制限は……役に立たないし……有害だと、月並の反論をした。国家がつねに念頭におき、決して見失ってはならないことは、人間としての市民の福祉だ。ただし、……その目的と手段との選択はつねに各人の自由にまかされていなければならず、国家はただその手段

の利用を可能にし、いっそう容易にしなければならぬだけだ。だが、これは全くあらゆる方法で、つまりたんなる安全の確保によってだけではなく、その他の措置や制度によっても行なわねばならない、というふうに反論した。しかしわたくしは間もなく、自分がはじめドームのことを必ずしもよく理解していなかったこと、かれの考えはありきたりのものなどでは全然なくて、むしろ全く新しく、すばらしいもの、少なくとも非常に興味深いものであることがわかった。かれの考えの核心は、こうだ。つまり人々が自分の物質的・知的・道徳的福祉を達成するために用いる手段はすべて、国家が混入してくるばあいよりもそれがなければあいのほうが、もっとうまくゆく。農業、工業、商業、啓蒙、道義、すべてそうだ、と。このことをしっかり刻みつけようとして、かれはたんなる安全のみを国家の目的にしたのだ。だから、かれのばあいにも、わたくしのばあいと同様、つねに人間の福祉が最高の関心事であり、こういう点でいえば、それはあらゆる行為の妨害されぬ自由だった。ただはじめの考えのほうがかれにとっては非常に重要だったから、かれは会話のなかで時々あとのほうをしかるべく示唆するのを忘れただけだった。だからわたくしは、かれのいうことをすぐには理解できなかったのだ。⁽⁴³⁾ こうしてフンボルトの日記は、その国家活動限定論の形成史上の一重要局面を明示しつつ、ドームにおける国家論チームでの自由主義的認識次元の存在を推定させもするのである。

(1) W. v. Humboldt, *Gränzen*, S. 99.

(2) Ebenda, S. 105.

(3) Ebenda, S. 106.

(4) Ebenda, S. 112-113.

絶対主義末期の干渉主義批判の一類型

絶対主義末期の干渉主義批判の二類型

- (5) Ebenda, S. 115.
- (6) Ebenda, S. 113.
- (7) Vgl. ebenda, S. 114ff.
- (8) ドイツにおけるミスミという問題を、その導入期について考えるにあたっては、松川七郎「A. Smith のドイックの導入——その初期における若干の事例——」、『経済研究』（二橋大）、第一九卷第四号、一九六八年一〇月、所収が、原資料の利用度が高く問題を簡潔に整理している点で、現在でも依然として有用である。これを補う意味では、たゞの参考を参照。W. Roscher, Geschichte der National-Oekonomie in Deutschland, München 1874, 25. Kap.; P. Thal (hrsg.), Adam Smith Gestern und Heute, 200 Jahre „Reichtum der Nationen“, Berlin 1976. 芦田亘・津波古充文訳『ミスミ経済学の歴史——経済的自由主義の系譜——』、昭和堂、一九八一年の第一章第四節。
- (9) 拙稿「バーダーの〈国内循環〉論——十九世紀初頭ドイック経済思想の一局面——」、『成城大学経済学部創立三十周年記念論文集』、一九八〇年、所収、を参照。
- (10) Vgl. J. P. Köhler, Staat und Gesellschaft in der deutschen Theorie der auswärtigen Wirtschaftspolitik und des internationalen Handels von Schlettwein bis auf Fr. List und Prince-Smith, Stuttgart 1926, S. 22 ff.; W. Roscher, a. a. O., S. 480ff.
- (11) W. v. Humboldt, Staatsverfassung, S. 83.
- (12) W. v. Humboldt, Gräzen, S. 241.
- (13) Vgl. ebenda, S. 111-112.
- (14) Ebenda, S. 129.

- (15) Vgl. ebenda, S. 133-134.
- (16) Ebenda, S. 178.
- (17) Ebenda, S. 136.
- (18) Ebenda, S. 139.
- (19) Ebenda, S. 140.
- (20) Ebenda, S. 140 ff.
- (21) Ebenda, S. 179.
- (22) Ebenda, S. 180.
- (23) この点、とりまえず、拙稿「ドイツ法治国家思想の形成——市民的自由と国家干渉(一)——」、『成城大学経済研究』第九六号、一九八七年四月、を参照。
- (24) W. v. Humboldt, Gränzen, S. 180.
- (25) 拙稿「法治国家と公共の福祉——ドイツ法治国家思想の歴史的射程——」、『成城大学経済研究』第九四号、一九八六年一〇月、を参照。
- (26) W. v. Humboldt, Gränzen, S. 182.
- (27) Ebenda.
- (28) Ebenda, S. 225.
- (29) Vgl. ebenda.
- (30) Ebenda, S. 181.
- (31) Vgl. ebenda, S. 225-228.

絶対主義末期の干渉主義批判の一類型

絶対主義末期の干渉主義批判の一類型

- (32) Ebenda, S. 228.
- (33) Ebenda, S. 132.
- (34) Ebenda, S. 227.
- (35) 一七八九年八月一日の日記。Wilhelm von Humboldts Gesammelte Schriften, a. a. O., Bd. XIV (Dritte Abteilung: Tagebücher I, hrsg. von A. Leitzmann, Erster Bd. 1788-1798), Berlin 1916 [Abk.: Tagebücher I], S. 129.
- (36) その原因が「スウェーデンが、ノンボルトの個人的・内面的な全人格形成を志向する貴族的特権世界の限界を求め、ペリへの前掲メッセ「啓蒙風マターナリズム」の表現だったとみなしているのは、その点の射つたるのほどである」(cf. P. R. Sweet, op. cit., pp. 113, 61.)°
- (37) Cf. P. R. Sweet, op. cit., pp. 16, 58-59, 79.; F. Schafstein, a. a. O., S. 14-15, 76.
- (38) ヲ一々の組織に「ユリヤ」の「ユルヤ」を参照。Allgemeine Deutsche Biographie, Bd. 5, 1877, Neudr. Berlin 1968, S. 297-299; Neue Deutsche Biographie, Bd. 4, Berlin 1959, S. 42-43.
- (39) Vgl. C. Link, Rechtswissenschaft, in: R. Vierhaus (hrsg.), Wissenschaften im Zeitalter der Aufklärung, Göttingen 1985, S. 120-142 [Abk.: Rechtswissenschaft], S. 137 f.; ders., Herrschaftsordnung und bürgerliche Freiheit, Grenzen der Staatsgewalt in der älteren deutschen Staatslehre, Wien et al. 1979 [Abk.: Herrschaftsordnung], S. 142, 338 ff.
- (40) Vgl. C. Link, Rechtswissenschaft, S. 135 f.; ders., Herrschaftsordnung, S. 150 ff.; F.-L. Kreneyer, a. a. O. S. 889 f.; P. Badura, Das Verwaltungsrecht des liberalen Rechtsstaates, Methodische Überlegungen zur Entstehung des wissenschaftlichen Verwaltungsrechts, Göttingen 1967, S. 32 ff.

- (41) Vgl. H. E. Bodeker, *Das staatswissenschaftliche Fächersystem im 18. Jahrhundert*, in: R. Vierhaus (Hrsg.), *a. a. O.*, S. 143-162, S. 153ff.; C. Link, *Herrschaftsordnung*, S. 153; W. Roscher, *a. a. O.*, S. 582ff.
- (42) 前注(38)の文獻「*プロイセンの國家観*」P. R. Sweet, *op. cit.*, p. 48; W. Roscher, *a. a. O.*, S. 589f. 參照。また「*プロイセンの著作にはドームの國家観をかんする説明がなされるのは、やむをえないことかもしれない。*」
- (43) W. v. Humboldt, *Tagebücher I*, S. 90-91.

四 小括——ドイツ國家目的論とフンボルト

フンボルトがベルリン遊學時代に参加した私的敎育コースの一つは、ドームの經濟學「*エンゲル* (Johann Jakob Engel, 1741-1802) の哲學など」と並んで「*クライン* (Ernst Ferdinand Klein, 1744-1810) の自然法の講義があつた。プロイセンの大法官 *Großkanzler* カルマー (Johann Heinrich Casimir von Carmer, 1721-1801) のもとで一七八〇年に着手された法典編纂大事業の中心を實質的に担い、その最終的成果であるプロイセン一般ラント法(一七九四年)の中心起草者たる地位を占めたのは、*スヴァーレッツ* (Carl Gottlieb Svarez, 1746-1798) だったが、*クライン*は、*スヴァーレッツ*ら数名で構成された編纂者グループの有力な構成員である。かれらはこの法典の編纂をつうじて、ドイツ自然法思想が十八世紀中葉以降、先驗的・普遍主義的法規範論から經驗的・具象的法律論へと変容をとげたこと——すなわち、自然法論の學問的基礎が、自然的義務論としての道德哲學領域から一般法論領域へと移行したこと——を身をもって示したが、たとへば*スヴァーレッツ*のばあいには、一方の「市民契約」や人間の「自然的自由の權利」の思想が、他方の「出自」や「身分」に規定された現實の社会(かれはこれ

絶対主義末期の干渉主義批判の一類型

を「自然状態」に対置された「市民社会」という用語でとらえた⁽²⁾と無矛盾に並存しえたことが物語るように、法典編纂者たちは、絶対主義の枠内にとどまったドイツ自然法思想の基調を、ウォルフ (Christian Wolff, 1679-1754) の弟子たちを経由して継承していた⁽³⁾。クラインは人間の「自然的自由の権利」の強調において、スヴァーレツよりもっと自由主義的だったとはいえず、「政治的自由」ではなくただ「市民的自由」のみを求めた点、そしてこれを確保するために、社会契約すなわち国家形成の目的を論じることによって国家活動の法的拘束を達成しようとした点では、両者は一致しており⁽⁴⁾、この時期のドイツ自然法思想の正統を、ともに中小市民層出身の啓蒙官僚の立場から代表していたといつてよい。

ところで国家目的論は、アリストテレス (Aristoteles, 384-322 B.C.) が国家を、「あらゆる善の最高最上のものを目標とする」⁽⁵⁾ものと目的論的に規定して以来、ヨーロッパ国家論における枢要のテーマとなったが、中世スコラ学のもとでは、政治体はそれ自身の正統性をもちえず、キリスト教国家の保全という大目的に従属させられたから、国家固有の目的論の形成は、世俗化過程すなわち教会と神学とからの政治権力の自立化の進展の帰結である⁽⁶⁾。そしてドイツでは、ホッブズ (Thomas Hobbes, 1588-1679) の『リヴァイアサン』(一六五一)におけるペシミズムおよび国家状態の人為性と、主権の絶対性の想定とが、出版後二十年をへてプーフエンドルフ (Samuel Pufendorf, 1632-1694) によって批判の対象にされ、それ以降十九世紀初頭にいたるまで、道德的・調和的な人間性善説および人間の社会的本性と、命令権力の自然法的拘束論とが主張されて、ホッブズ批判の系譜が形成された⁽⁷⁾。ホッブズの絶対主権が、周知のように、出発点におかれた個人の自己保存権という自然権思想によって、究極的には個人の生存のための手段になりえたのに対して、ドイツの自然法思想は、プーフエンドルフ

のばあいのように、一方で旧来の神の法からの自然法の分離と解放を試みながら、他方では支配契約を当事者双方を拘束するものとらえて、臣民の平和と福祉に対する配慮を主権者（国家主権と同一視された支配者）に義務づけたから、そのことによって、かえって個人の自由に対する国家の後見的干渉への道を開いた。そしてルター派の家長的社會倫理が、包括的な生存配慮の思想として、この動向をいっそう促進した。⁸⁾したがって、イギリスにくらべて市民革命が大幅におくれたドイツでは、国家目的論は、一方で支配権力を正当化する手段として、しかし他方ではそれを限界づける論拠として、固有に重要な機能をはたすことになった。この自然法的国家目的論が全体として衰退するのは、ロマン主義が国家を歴史的・有機的・人格的・自律的な現象とみなして、国家の目的設定自体を不要にしたときである。⁹⁾スヴァールツらがプロイセンの近代化にみあって、国家形成の目的を自然法的に「市民的自由」の確保に求め、あらためて国家活動の法的拘束を啓蒙官僚的自由主義の立場から追求した時点は、ドイツ近世自然法思想史の最終段階に相当し、それに踵を接してカントとその影響下の新自然法論とが、そして十九世紀前半には西南ドイツ立憲・自由主義における理性法論が、それぞれ理念的・実践的に近代市民社會の形成原理を自由主義的政治理論として提起する。スヴァールツが、結局は国家目的を「安全」のみに厳密に限定することができず、たとえば検閲制度を是認し、しかも一七八八年には、「宗教令」と並んで悪名高い「検閲令」の作成者たる地位に立たされたの¹⁰⁾に対して、一七九二年から翌年にかけて宗教批判論説の『ベルリン月報』への掲載を、まさにこの「検閲令」によって不許可にされたカントは、あらゆる経験的要因から解放された「純粹意思」の実践哲学によって、国家活動の法任務への限定と、人間の内面的自由とを主張する。

フンボルトはベルリン時代に、カントの弟子ヘルツ (Markus Herz, 1747-1803) のサークルに通い、ゲッティ

ンゲン大学在学中にカントの著作に傾倒した。しかし同時に、フンボルトの国家活動限定論説は、著者がルソーの『エミール』（一七六二年）——かつてカントにも深い感銘を与えたもの——から啓示をうけていることを数ヶ所で明示しており⁽¹¹⁾、「教育についてルソーがはたしたことを、立法についてなしうるような人物は、いつあらわれるのであろうか⁽¹²⁾」というフンボルトの言葉（第七章の、宗教事項への国家干渉に対する批判のなかの一節）は、ゲッティンゲン時代の宗教にかんする自分の手稿からの文字通りの再現なのである。そしてかれは、国家活動限定論説で「啓蒙 Aufklärung」という言葉を一貫して肯定的な意味で使用しており、「精神の自由および、その保護下においてのみ成長しうる啓蒙」こそが、「安全のあらゆる促進剤のなかで最も実効あるもの⁽¹⁴⁾」だといふときも、ここではルソーが想起されている。「人間は即自的に、利己的行為よりも慈善的行為を行なう傾向がある⁽¹⁵⁾」というフンボルトの確信は、ドイツ自然法思想に伝統的な性善説というより、むしろルソーの影響をうけた人間肯定の姿勢を示すものといふべきだろう。かつてクラインの自然法論の講義に親しんだフンボルトだったが、その後数年をへたこのとき、かれはドイツにおける旧自然法的国家目的論の伝統の末端に位置しながらも、人間の自由と個性とを追求するさいの鏡を、自然法の代わりにギリシア古典国家とルソーとに求めたのではなかったか。この若きヒューマニストは、政治体への本質的無関心および客体的経済社会に対する問題認識の著しい欠如という重い代償を払いながらも、スヴァールレッツやクラインの、国家活動の法律による拘束という発想段階を、近代的自我の発露の方向にすでに踏みこえていたかと思われる。

(11) 法と道徳との区別の主張はトマージウスにさかのぼるが、ここにいう自然法論的方法的変容は、個別領邦国家の成長が実定法の理論的体系化を要請したという実践的な法的課題を背景にもつものである。この局面については、た

ルヤニ次ぎを参照。E. Wolf, Carl Gottlieb Svarez, in: ders., Große Rechtsdenker der deutschen Geistesgeschichte, 4. Aufl., Tübingen 1963, S. 424-466 (11. Kap.), S. 426 f.; 石塚 龍徳『四三三四ヤ 一〇四 一一一ヤ 一三〇ヤ一』。

(2) 前掲拙稿「ドイツ法治国家思想の形成」を参照。

(3) スヴァーレンはフランクフルト・アム・マイン・オーラント大学でダニエル・ネッテルブラット (Joachim Georg Daries, 1714-1791) の「クライム」はハレ大学でネッテルブラット (Daniel Nettelblatt, 1719-1791) なる「ヤ」を著す。スヴァレンの自然法論を学んだ。スヴァレンにおける自然法論の義務論 におけるネッテルブラットは国家の福祉配慮の干渉主義に対するその促進的影響を学んだ。スヴァレンを参照。C. Link, Rechtswissenschaft, S. 125 ff.; F. Loos u. H.-L. Schreiber, Art., Recht, Gerechtigkeit, in: Geschichtliche Grundbegriffe, a. a. O., Bd. 5, 1984, S. 231-311, S. 271 ff.; H. Schambeck, Vom Sinnwandel des Rechtsstaates, Berlin 1970, S. 12; F. Hartung, a. a. O., S. 157 f. 前掲論文 三三四ヤ一三四ヤ一。

(4) Vgl. G. Birtsch, Zum konstitutionellen Charakter des preußischen Allgemeinen Landrechts von 1794, in: Politische Ideologien und nationalstaatliche Ordnung, Studien zur Geschichte des 19. und 20. Jahrhunderts, Festschrift für Theodor Schieder zu seinem 60. Geburtstag, hrsg. von K. Kluxen u. W. J. Mommsen, München u. Wien 1968, S. 97-115, S. 106-109. 龍徳『ドイツ法治国家思想の形成』を参照。

(5) Aristotle, Politics, with an English translation by H. Rackham (Aristotle in Twenty-three Volumes, XXII), London et al., 1972, pp. 2 and 3. 田中美知太郎・他訳「政治学」『世界の名著 8』中央公論社、一九七二年 所収 六五ヤ一。

(6) Vgl. z. B., C. Link, Herrschaftsordnung, S. 134 ff., 144.

絶対主義末期の干渉主義批判の二類型

絶対主義末期の十徳主義批判の一類型

- (7) Vgl. ebenda, S. 36 ff.; U. Scheuner, a. a. O., S. 477; H. Maier, Ältere deutsche Staatslehre und westliche politische Tradition, Münchner Antrittsvorlesung, Tübingen 1966 (Recht und Staat in Geschichte und Gegenwart, 321), S. 12-15. 「田中元二國家論と國際の政治経済」前掲記書『伝統社会と近代國家』所収。一頁六一一五ページ。あなまゆつたあ参照。R. Mohl, Die Geschichte und Literatur der Staatswissenschaften, In Monographien dargestellt, 3 Bde., Erlangen 1855-58, Neudr. Graz 1960, Bd. I, S. 325-326.
- (8) Vgl. C. Link, Herrschaftsordnung, S. 138 ff., 144 f.; U. Scheuner, a. a. O., S. 479 f.; H. Maier, a. a. O., S. 12-15. 前掲記書。一頁六一一五ページ。ノンネンネン國家活動動因定論論議。『中世の歴史と未来の福祉』としてあなまゆつたあ参照。W. v. Humboldt, Gräenzen, S. 103.) あなまゆつたあ参照。あなまゆつたあ参照。
- (9) Vgl. U. Scheuner, a. a. O., S. 487 f.
- (10) 戸部 徳義 二二二二二二四ページ。あ参照。
- (11) Vgl. W. v. Humboldt, Gräenzen, z. B. S. 102, 110, 162.
- (12) Ebenda, S. 162.
- (13) Vgl. W. v. Humboldt, Über Religion, in: Wilhelm von Humboldts Gesammelte Schriften, a. a. O., Bd. I, S. 45-76, S. 75.
- (14) W. v. Humboldt, Gräenzen, S. 161.
- (15) Ebenda, S. 176.